

## 蕪崎市空き家バンク活用支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、空き家バンクへの登録並びに本市に移住及び定住をする者の支援をするため、その諸経費の一部に対し蕪崎市空き家バンク活用支援事業補助金を交付することについて、蕪崎市補助金等交付規則（昭和63年12月蕪崎市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 蕪崎市空き家バンク制度要綱（平成19年9月蕪崎市訓令乙第56号。次号及び別表において「空き家バンク制度」という。）第2条第1号に掲げる空き家又は第4条第2項に規定する空き家バンク登録台帳に登録された物件をいう。
- (2) 所有者等 空き家バンク制度第2条第2号に掲げる所有者等をいう。
- (3) 入居者 売買契約の締結により新たに空き家の所有者となることが決定している者又は所有者と賃貸借契約の締結により空き家等を賃借することが決定している者をいう。
- (4) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。
- (5) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る費用をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める事業とし、申請する年度内に事業を終えるものとする。ただし、補助対象事業のうち、国、他の地方公共団体、公益法人等の補助金を受けられる場合にあつては、当該補助金等の交付の対象となる部分は、補助の対象としない。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（別表において「補助対象者」という。）は、別表に定める補助対象事業に応じ、同表に定める者とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計額が5万円以上となるもので、別表に定める補助対象事業に応じ、同表に定める費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額又は10万円のうちいずれか少ない額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金は、同一物件又は同一人物に対し、1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を着手する前に、  
葦崎市空き家バンク活用支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号のいずれかに該当する書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、成約者支援事業に係る補助金の交付の申請を行うことができる期間は、売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年を経過する日までとする。

(1) 登録者支援事業の場合は、次の書類

ア 登記している物件の場合は、登記事項証明書（土地又は建物）

イ 登記していない物件の場合は、次の書類

（ア） 底地の登記事項証明書

（イ） 固定資産税家屋台帳の写し又は固定資産納税通知書

ウ 不動産登記及び相続登記に要する費用の見積書の写し

エ 納期が到来している市税等を滞納していないことを証する書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 成約者支援事業の場合は、次の書類

ア 仲介手数料の見積書

イ 引越費用の見積書

ウ 売買契約書又は賃貸借契約書の写し

エ 納期が到来している市税等を滞納していないことを証する書類

オ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、蕪崎市空き家バンク活用支援事業補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業を終えた日から30日又は補助金の交付の決定を受けた日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、蕪崎市空き家バンク活用支援事業補助金実績報告書（第3号様式）に次の各号のいずれかに該当する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 登録者支援事業の場合は、次の書類

ア 登記をした土地又は建物の登記事項証明書

イ 補助対象経費に係る領収書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 成約者支援事業の場合は、次の書類

ア 補助対象経費に係る領収書の写し

イ 空き家に転居した後の住民票の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、蕪崎市空き家バンク活用支援事業補助金額確定通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条に規定する確定通知書を受けた交付決定者は、蕪崎市空き家バンク活用支援事業補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の請求書を受理したときは、請求金額を確認し、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容、法令又はこの告示に違反したとき。

(3) 所有者等が、補助金の交付を受けた日から起算して2年以内に空き家を取り壊したとき、又は登録を取り止めたとき。

(4) 入居者が、補助金の交付を受けた日から起算して2年以内に転居又は転出をしたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

（失効後の経過措置）

3 この告示の失効の時に現に第8条に規定する補助金の交付の決定を受けた者については、この告示は、その時以後も、なおその効力を有する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費
登録者支援事業	<p>空き家バンク制度第2条第1号に掲げる空き家の所有者等であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>(1) 空き家バンク制度第4条第1項に規定する登録申込みを行ったもの</p> <p>(2) 現に空き家台帳の登録を受け、又は過去に空き家台帳の登録を受けていないもの</p> <p>(3) 市税等を滞納していないもの</p>	<p>(1) 空き家の不動産登記及び相続登記を行うために係る登記手数料</p> <p>(2) 不動産登記を行う資格を有する司法書士及び弁護士に係る登記委託料</p>
成約者支援事業	<p>空き家バンク制度第4条第2項に規定する空き家バンク登録台帳に登録された物件の入居者であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>(1) 空き家バンク制度第9条第1項に規定する利用申込みを行ったもの</p> <p>(2) 空き家の所有者等の3親等以内の親族でないもの</p> <p>(3) 過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けたことがないもの</p>	<p>(1) 仲介手数料</p> <p>(2) 引越費用</p>

(4) 市税等を滞納していな いもの
-----------------------